

予防事務基準書

宮崎市消防局

目 次

第1章 総 則**第2章 消防同意事務審査要領**

第1節 総 論

- 第1 審査上の留意事項
- 第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い
- 第3 消防用設備等の設置単位
- 第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い
- 第5 無窓階の取扱い
- 第6 収容人員の算定
- 第7 政令第8条に規定する区画等の取扱い
- 第8 既存防火対象物の対応策について

第2節 項目別審査要領

- 第1 敷地内の消防用活動空地等
- 第2 建築物構造
- 第3 防火区画
- 第4 避難計画
- 第5 排煙計画
- 第6 内装制限・防火材料
- 第7 避難上の安全の検証
- 第8 非常用の進入口
- 第9 非常用の昇降機(エレベーター)
- 第10 防災防火対象物、防災物品
- 第11 火の使用に関する制限等

第3節 形態別審査要領

- 第1 高層建築物
- 第2 高架下建築物
- 第3 道路の上空に設ける通路
- 第4 建築物の屋上に設けるビアガーデン・遊技場等
- 第5 工事中の防火対象物の安全対策
- 第6 アークード

第3章 防火・防災管理事務審査要領

第1節 防火管理事務審査要領

- 第1 管理権原者
- 第2 防火管理者

目次

第 3 消防計画及び協議事項

第 2 節 防災管理事務審査要領

第 1 防災管理事務

第 4 章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第 1 節 総 論

第 1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の着工届に係る運用基準

第 2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

第 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査上の留意事項

第 2 節 各 論

第 1 消火器

第 2 屋内消火栓設備

第 3 非常電源

第 4 スプリンクラー設備

第 5 泡消火設備

第 6 不活性ガス消火設備

第 7 ハロゲン化物消火設備

第 8 粉末消火設備

第 9 屋外消火栓設備

第 10 動力消防ポンプ設備

第 11 自動火災報知設備

第 12 ガス漏れ火災警報設備

第 13 漏電火災警報器

第 14 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

第 15 非常警報設備

第 16 避難器具

第 17 誘導灯及び誘導標識

第 18 消防用水

第 19 排煙設備

第 20 連結散水設備

第 21 連結送水管

第 22 非常コンセント設備

第 23 無線通信補助設備

第 24 総合操作盤

第 5 章 質疑応答

第 1 節 火災の予防、防火対象物の指定

第 2 節 消防用設備等の設置基準及び技術基準

第1章 総 則

1 目的

この基準は、消防法(昭和23年法律第186号)第7条及び第8条の3の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等及び火を使用する設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性の向上に寄与することを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する過去の火災等の災害に係る知見等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために本市が附加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項(基準内は◆で表示)については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者(所有者、管理者及び占有者)、設計者及び施工者等(以下「関係者等」という。)に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事件事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

3 用語例

- (1) 法とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)をいう。
- (6) 条例とは、宮崎市火災予防条例(昭和48年宮崎市条例第56号)をいう。
- (7) 条則とは、宮崎市火災予防規則(平成4年宮崎市規則第21号)をいう。
- (8) 条例規程とは、宮崎市火災予防規程(平成6年宮崎市消防局告示第1号)をいう。
- (9) 建基法とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- (10) 建基政令とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
- (11) 建基省令とは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。

- (12) JIS とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。
- (13) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (14) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (15) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (16) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第61条に規定するものをいう。
- (17) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- (18) 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- (19) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (20) 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (21) 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。